**令和２年度**

**要介護認定調査票作成の手引き**

**青森市 福祉部 介護保険課**

認定調査票作成の手引き

青森市では、厚生労働省老健局老人保健課介護保険データ分析室及び認定適正化専門員からの指導に基づき、介護認定審査会との協議の上、認定調査票の作成において次のようなルールを定め、運用することとしました。

調査票作成については、「厚生労働省　要介護認定　認定調査員テキスト2009」で定める「認定調査の実施及び留意点」「認定調査関係書類の概要と留意点」「基本調査及び特記事項の記載方法と留意点」等に基づいて作成することが全国共通の原則ですが、調査票を作成する調査員ごとの判断基準の差異が生じないように、注意点をまとめました。

この手引きは、間違いが生じやすい調査項目の定義や選択基準、特記事項の記述、評価軸の考え方等について、「厚生労働省　要介護認定　認定調査員テキスト2009」と併用し、効果的に特記事項を記載していただく為の資料としてお役立てください。

令和2年3月

青森市福祉部介護保険課

-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

目次

Ⅰ　基本ルール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅱ　記述表現について・・・・・・・・・・・・・・・ 3

Ⅲ　３つの評価軸について・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅳ　定義と選択基準について・・・・・・・・・・・・ 8

Ⅴ　適切な介助の方法を選択する場合について・・・・ 9

Ⅵ　より頻回な状況で選択する場合について・・・・・10

Ⅶ　特に注意する調査項目について・・・・・・・・・10

Ⅷ　評価軸ごとの選択と特記事項の記述のポイント・・13

**Ⅰ　基本ルール**

　　全ての調査項目共通の基本ルールです。

1. 特記事項に記載した根拠と選択肢が一致しているか確認を徹底してください。
2. 調査項目の評価軸について確認をしてください。
3. 特記事項では「厚生労働省　要介護認定　認定調査員テキスト2009」に定められる定義・選択基準に基づいた判断の根拠を示してください。
4. 「介助されていない」・「できる」・「ない」以外の選択肢の場合は、特記事項に必ず記述してください。「介助されていない」・「できる」・「ない」の選択肢の場合でも、審査会に伝えるべき内容がある場合は記述してください。
5. 第３群や第４群などは特に、特定の群において全ての調査項目で該当が無いとする場合でも、記載漏れでないことを明らかにするため、少なくとも群全体の説明を簡単に記述してください。
6. 特記事項に記述して「介助されていない」・「ない」を選択する場合は、選択ミスではないことを明確にするために、その理由を明記してください。
7. 記述量が多くなる場合は、関連する項目をまとめて記載してもかまいませんが、それぞれの調査項目の内容と選択肢の根拠が必ず含まれている記述となっていることを明らかにしてください。
8. 実際に介助が行われている又は行われていない状況が不適切な状況だと判断する場合は、その具体的な状況や根拠を記述してください。

その上で、適切な介助の方法を採用する場合は、その具体的な方法を示し、また、そのように判断する根拠を記述してください。

この場合には項目の文章の書き始めに「●」の記号を記入してください。

1. 実際に確認動作の実施を行ったか否かを記入する調査項目については、選択がない場合でも実施した状況を記述してください。

１－１（麻痺），１－２（拘縮）については、麻痺も拘縮もない場合でも「確認動作を実施したところ、麻痺・拘縮ともなかった。」などという記述をしてください。

第１群　身体機能・起居動作

３－１～７　認知機能

５－３　日常の意思決定

1. 頻度の記述が必要な項目について、必ずその行動がどのくらい発生するのか等が分かるよう、その頻度を記述してください。

※第４群については、特に頻度の記述がされていないことがあるので、必ず記述してください。

その判断の根拠を記述するとともに、頻度が目につきやすいように〔　〕で囲んでください。

２－１２　外出頻度

３－８　徘徊、３－９　外出すると戻れない

第４群　精神・行動障害

５－４　集団への不適応

介護量について具体的な手間や頻度を記入した場合

1. 第４群は、精神・行動障害に関する項目ですが、「社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動」の頻度を評価する項目です。

各項目の定義の趣旨を理解して記述してください。

・本来該当とすべき項目でない項目を採用していないか。

・複数に該当する説明のとき、定義上採用できるものとできないものの判断に間違いはないか。

・具体的な説明がなく、定義に合致しているかどうかがわかりにくくないか。

※第4群について、「特に対応が必要ではないため」とか「問題とはなっていないため」などとして「ない」を選択するのは誤りとなる項目があることに注意してください。

特に調査項目の定義や調査上の留意点に条件が付されている場合（４－９　４－１１、４－１２）を除き、これらの行動に対して、特に周囲が対応をとっていない場合や介護の手間が発生していなくても、各項目に規定されている行動があれば選択してください。

　選択の根拠はあくまでも、定義に基づいてください。

　選択の根拠ではないことを明らかにして、特記事項には実際の対応や介護の手間を記載することができます。

1. 第６群については、定義に基づき該当するものがないか必ず確認してください。選択の有無が判定に大きく影響します。ある場合にはその調査項目について記述してください。

実施頻度、継続性、実施者、医師の指示の有無、当該医療行為を必要とする理由を記述してください。

行為があっても定義に該当しない為に選択しない場合も、記述してください。

1. 第７群は必ず特記事項に選択の根拠となった具体的な状態像を記述してください。

**Ⅱ　記述表現について**

介護認定審査会において、指摘があった以下の表現について注意してください。

1. 「介助」や「一部介助」という名の介助内容はありません。

したがって「家族が介助している」「職員が一部介助を行っている」などの表現は具体性がないので「家族が手引きしている。」「職員が背部を洗っている」などと具体的に介助内容を記述するようにしてください。

『一部介助』を選択する場合、選択根拠の説明として、自分でできていることと、介助を受けていることの両方を基本的に記述してください。

1. 「支援が必要」という表現では、助言・見守りの程度なのか指示・命令・介助程度なのかが不明です。

具体的に内容や程度を記述してください。選択肢が変わる場合があります。

1. 個人名、生年月日、病院名など個人の特定につながる内容は記述しないでください。

「姓名とも答える事が出来る」「『○○さん』と呼びかけると...」「大正○年○月○日と答えたが日は２日違っていた」「市内総合病院に入院...」などと工夫して書いてください。

1. 解釈が必要な書き方はせず、事実に基づき調査員として判断した結論を示してください。

複数の要素が混じっているケース、あいまいな状況、確認した内容と家族の説明が異なる場合、適切な介助の方法の採用、より頻回な状況での選択等については、結論を明示してください。

結論がなく解釈の余地がある場合には複数の選択肢が考えられます。審査会ではチェック誤りではないかという可能性も含めて検討することになりますが、適切でない修正につながる恐れがあります。

1. 判定基準の表現をそのまま特記事項の記述としないでください。

テキストや参考書の記述例をそのまま使用することを習慣としないでください。

1. 「年相応の物忘れはあるが...」「年齢相応の物忘れ程度であるため...」などのような記述が見受けられますが、定義に基づき選択し「年相応の物忘れ」という表現はせず、特記事項にはどのような物忘れなのか具体的な状態を記述するようにしてください。
2. 「認知があり...」「認知がすすみ...」などのような記述が見受けられますが、

「認知」という言葉は「認知する機能」のことであり、誰にでも有るものです。したがって「認知症」という意味で「認知」という表現を使うことは不適切です。

「何らかの認知症の症状があり...」「認知症状があらわれ...」「認知機能が低下し...」など「認知症」「認知症状」「認知機能」などの言葉で表現しましょう。

1. 「...の既往（歴）があり、」などのような記述が見受けられますが、

「既往（歴）」は「過去に患った病気」という意味です。したがって、「認知症の既往があり、...」などという記述は誤りです。記載する場合は、正しくは「...の病歴があり、」「...の傷病があり、」「...を発症し」などと記述してください。

1. 略語、専門用語について

「ＯＰ」や「ＨＰ」、「ＤＳ」などと省略した記載をせず、極力、「手術」、「病院」、「デイサービス」などと正確な記述を心がけてください。又、専門用語は使用せず、平易な言葉で記述することを心がけてください。

1. 文語調で記述される傾向がありますが、かえって、状況を分かりにくくしていることがあります。口語の平易な文章で記述する等、一般の人にも読んで状況が理解できるような文章にしてください。

**Ⅲ　３つの評価軸について**

全ての調査項目は、三つの評価軸(「能力」「介助の方法」「有無」)のいずれかの評価軸の判定基準に基づいています。どの評価軸に該当するのかを意識して、特記事項に記述してください。

**１　【　能　力　】　できる、できない**

**基本文型　：　試行の有無　　+　　　判断根拠　　+　　結　論**

**※判断根拠は、定義・選択基準に基づき、対象者の具体的な状況内容を記載する**

：確認動作を実施したところ、「...できた」　ことから、　　『〇〇』を選択した。

：試行したところ、　　　　 「...できなかった」ことから、『〇〇』を選択した。

：□□のため、実際に行ってもらえなかったので、日頃（調査日より概ね過去１週間）の状況を△△に聞き取りにより確認したところ、

「...できた」〔〇回／週〕　と聞き取ったことから、

より頻回な状況から判断して、　　　『〇〇』を選択した。

・試行か聞取りか、聞取りになった場合はその理由を明確にしてください。

・１群や３群では試行の有無を冒頭にまとめて、どういう理由で聞取りになったかを記述し、それから各調査項目の説明をするとわかりやすい場合が多いようです。

能力で評価する調査項目（18項目）

「1-3寝返り」「1-4起き上がり」「1-5座位保持」「1-6両足での立位保持」「1-7歩行」「1-8立ち上がり」「1-9片足での立位」「1-12視力」「1-13聴力」「2-3えん下」「3-1意思の伝達」「3-2毎日の日課を理解」「3-3生年月日や年齢を言う」「3-4短期記憶」「3-5自分の名前を言う」「3-6今の季節を理解する」「3-7場所の理解」「5-3日常の意思決定」

**２　【　介助の方法　】介助が行われているかどうか**

**基本文型１　：　判断根拠　　　　+　　　　結　論**

：「～であるため、◇◇が週○回中△回程度...の介助をしている」ことから、

『〇〇』を選択した。

**基本文型２　：　実際の介助の方法　+　不適切であると判断する状況や理由　+**

**適切な介助の方法（具体的な行為）　+　　結　論**

：●実際には「～であるため、◇◇が週○回中△回程度...の介助をしている」が、

△△であることから不適切な状況であると判断し、

適切な介助の方法は□□が行われることであると判断して、

『〇〇』を選択した。

・どういう状況で、誰が、どのような介助をしているのか具体的に記述してください。

・なぜその介助が必要なのか、なぜ自分でできないのかがわかるように記述してください。

・適切な介助の方法を具体的に記述してください。その内容の介助を必要とすることが適切であるかどうか、過剰な介助となっていないか、判断するための根拠も説明してください。

介助の方法で評価する調査項目（16項目）

「1-10洗身」「1-11つめ切り」「2-1移乗」「2-2移動」「2-4食事摂取」「2-5排尿」「2-6排便」「2-7口腔清潔」「2-8洗顔」「2-9整髪」「2-10上衣の着脱」「2-11ズボン等の着脱」「5-1薬の内服」「5-2金銭の管理」「5-5買い物」「5-6簡単な調理」

**３　【　有　無　】あるか、ないか**

**基本文型　：　試行の有無　　+　　　判断根拠　　+　　結　論**

：実際に確認動作で確認したところ、

「△△の行動が月○回程度あり、そのときには◇◇が...している」ことから、

『〇〇』を選択した。

：□□のため、実際に行ってもらえなかったので、日頃（調査日より概ね過去１週間）の状況を△△に聞き取りにより確認したところ、

「△△の行動が月○回程度あり、そのときには◇◇が...している」と聞き取ったことから、

より頻回な状況から判断して、　　　『〇〇』を選択した。

・どのような言動がどのくらいの回数あり、それに対して誰がどうしているのかがわかるように記述してください。

・△△の行動は具体的に書いてください。（調査項目名のような説明はしないでください）

有無で評価する調査項目（21項目）

「1-1麻痺等の有無（左上肢、右上肢、左下肢、右下肢、その他（四肢の欠損））」「1-2拘縮の有無（肩関節、股関節、膝関節、その他（四肢の欠損））」「2-12外出頻度」「3-8徘徊」「3-9外出すると戻れない」「4-1物を盗られたなどと被害的になる」「4-2作話」「4-3泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる」「4-4昼夜の逆転がある」「4-5しつこく同じ話をする」「4-6大声をだす」「4-7介護に抵抗する」「4-8「家に帰る」等と言い落ち着きがない」「4-9一人で外に出たがり目が離せない」「4-10いろいろなものを集めたり、無断でもってくる」「4-11物を壊したり、衣類を破いたりする」「4-12ひどい物忘れ」「4-13意味もなく独り言や独り笑いをする」「4-14自分勝手に行動する」「4-15話がまとまらず、会話にならない」「5-4集団への不適応」

**Ⅳ　定義と選択基準について**

　選択肢の選択の根拠とする情報について特記事項を記載する際に、認定調査票の基本調査の各調査項目で定められている定義と選択基準に基づいた記述となるよう心がけてください。

定義・選択基準は、「厚生労働省　要介護認定　認定調査員テキスト2009」で調査項目ごとに定められていますので、精読の上、求められている判断根拠を示してください。また、調査上の留意点等についても確認してください。

（例）　１－７歩行（能力）

定義（抜粋）

：「歩行」とは、立った状態から継続して（立ち止まらず、座り込まずに）５ｍ程度

歩くことができるかどうかの能力

選択肢の選択基準（抜粋）

「１．つかまらないでできる」

：「支えや日常的に使用する器具・器械なしに自分で歩ける場合をいう。」

「２・何かにつかまればできる」

：「杖や歩行器等を使用すれば歩ける、壁に手をかけながら歩ける場合等をいう。」

「３・できない」

：「何かにつかまったり、支えられても歩行が不可能であるため、車いすを使用しなければならない、どのような状況であっても歩行ができない場合をいう。」

**基本文型　：　試行の有無　　+　　　判断根拠　　+　　結　論**

**※判断根拠は、定義・選択基準に基づき、対象者の具体的な状況内容を記載する**

**１－７「確認動作を実施したところ」、+「立った状態から継続して５ｍ程度は、杖を使った状態で歩行できた」ことから、+「『何かにつかまればできる』を選択した。」**

例文

①調査対象者に実際に行ってもらった場合

１－７「試行したところ、やや不安定ではあるが、杖を使って５ｍ程度休まずに歩行できたため、『２．何かにつかまればできる』を選択する。」

②調査対象者に実際に行ってもらえなかった場合

１－７「調査時、体調が悪いとのことで、実際には行ってもらえなかった。家族の話では、普段は壁や家具につかまりながらであれば、自力で歩行ができるということであった〔毎日〕ので、より頻回な状況であると判断し、『２．何かにつかまればできる』を選択する」

③補装具を使用している場合

１－７「試行したところ、義足を使用しており、立った状態から継続して５ｍ程度歩くことができることから、『１．つかまらなくてもできる』を選択する」

④福祉用具を使用している場合

１－７「試行したところ、杖または歩行器を使用して立った状態から継続して５ｍ程度歩行することができたことから、『２．何かにつかまればできる』を選択する」

---------------------------------------------------------------------------

**Ⅴ　適切な介助の方法を選択する場合について**

適切な介助の方法を採用する場合は、そのように判断する根拠を記述する必要がありますので、次の内容を含んだ記述としてください。

（Ａ）その人の現在の状況

（Ｂ）不適切と思われる状況や理由

（Ｃ）適切である（必要である）と思われる介助の具体的内容

「腰を支える」「手引き」「誘導」「服薬確認」など

（Ｄ）適切な介助の方法として採用する選択肢

**基本文型**

**：「●...（Ａ）...しているが、...のときには...（Ｂ）...になることがあり不適切な状況にある。適切な介助の方法として...（Ｃ）...が必要であると思われるため...（Ｄ）...を選択する。」**

「●自分でトイレに行き介助なく排泄行為を行っている。週に１、２回間に合わないこともあるようだが失禁の後始末は何とか自分で行っている。調査時にズボンの後ろが十分に上がっておらず、また若干の尿臭と便臭があった。両肩に痛みがあり手が後ろに回りにくい為清拭が不十分だと思われる。適切な介助として清拭とズボンの引き上げ介助が必要と思われたため“一部介助”を選択する。」

**Ⅵ　より頻回な状況で選択する場合について**

より頻回な状況で選択する場合は、主に「介助の方法」の調査項目で時間帯や曜日や状態により複数の介護状態があり、より頻回な状況としてどちらかを選択する必要があるときです。「有無」の調査項目でも状態が異なることで選択対象が複数になり、より頻回な状況で選択する場合があります。

**基本文型**

**：「１日３回（Ａ）をしているが、１日１回（Ｂ）をしていることがある。（Ａ）の方が多いので、より頻回な状況から（Ｃ）を選択する。」**

・調査日より概ね過去１週間でより頻回に見られる状況で判断してください。※１－１１（つめ切り）は調査日から過去1か月ぐらいで判断

・実際に介助が行われている場合、回数分だけ介護の手間が発生しているので、特に２－ １（移乗）、２－２（移動）、２－５（排尿）、２－６（排便）は頻度を記述する。

---------------------------------------------------------------------------

**Ⅶ　特に注意する調査項目について**

　７４の全ての調査項目において、その定義と選択基準に基づいた特記事項の記載と選択肢の選択がされなければならないのですが、以下の項目については、特に注意が必要な調査項目として意識していただきたいと思います。

　青森市で実施される調査において、全国と比較して選択肢の選択に傾向に違いがある項目があります。例えば、「２－２　移動」については、「見守り等」が選択される割合が全国平均よりも高く、逆に「介助されていない」が選択される割合が低い、という傾向があります。

　これらの傾向は、人口構造やサービス整備量のほか、単身世帯率や所得階層等といった地域特性によるものであるか、それとも、要介護認定調査の判断基準等のばらつきが見られないか、という２つの視点で検討がされる必要があります。

　後者については、調査方法や判断基準のばらつきに対する対応として、客観性のある統一的な評価項目の選択がなされるよう取り組む必要があります。

　つきましては、これらの調査項目については、**その項目の定義・選択基準が正しく理解されて、適用されているか、再確認して調査を行っていただくようお願いします**。

「能力」の項目（５項目）

**１－３　寝返り（能力）**　　　　　　「つかまればできる」が多く、「できる」が少ない。

・片側でもできる場合は「できる」

・横向きに寝た状態からうつ伏せになって手をついたりしてできる場合も「できる」

・肘をついて加重して向きをかえる場合は「できる」

・「しっかりと加重」していない場合は「できる」

**１－４　起き上がり（能力）**　　　　「つかまればできる」が多く、「できる」が少ない。

・「しっかりと加重」していない場合は「できる」

・あくまで習慣的にささえている、手をついているだけの場合は「できる」

・ベッド上に手や肘をつきながら起き上がる場合は「できる」

**１－８　立ち上がり（能力）**　　　　「つかまればできる」が多く、「できる」が少ない。

・「しっかりと加重」していない場合は「できる」

・あくまで習慣的にささえている、手をついているだけの場合は「できる」

・床からではなく座位からの立ち上がりで判断する

**１－１２　視力（能力）**　　　　　　「１ｍ先が見える」が多く、「普通」が少ない。

・日常生活に支障がない程度の視力を有している場合は「普通」

・見えたものが何であるか分からなくても見える場合は「普通」

・正面にあるものを確認する

・視力確認表での確認の前に、まずは日常生活の様子での支障の有無を判断

**２－３　えん下（能力）**　　　　　　「見守り等」が多く、「できる」が少ない。

・「食物を飲み込む能力」についての項目

・食事（介助の方法）とは定義がことなる

・「できる」でも「できない」でもない場合に「見守り等」を選択。必ずしも見守りが行われている必要はない。

・トロミ食にしている事は選択の根拠にならない。飲み込むことができる場合は「できる」

・過去に誤嚥をしたことがある場合でも、頻度がどうなのか、咽た場合にどのような対応が必要なのか等の状況から「見守りの必要がある」と思われる場合に限り「見守り等」を選択してください

「介助の方法」の項目（３項目）

**１－１０　洗身（介助の方法）**　　「一部介助」が多く、「介助されていない」が少ない。

・どこで洗身しているのか場所を記述すること

・なぜ自分でできないのか説明すること

・どのような対応をする必要があるのか

・浴室内でずっと側についている必要がない場合は「介助されていない」

・浴室外で転倒しないように見守る場合等は「介助されていない」

**２－１　移乗（介助の方法）**　　　「見守り等」が多く、「介助されていない」が少ない。

・座位から座位への臀部の移動

・立ち上がってから座位ではない

・調査日より概ね１週間の間の状況において、より頻回にみられる状況や日頃の状況から判断すること

・ベッドサイドの両脇に取り付けられた２本の移乗バーを使用して自力で移乗している場合は「介助されていない」

・「介護者が手を添える、体を支える」場合は「一部介助」

・「介助者が体を抱える、運ぶ」場合は「全介助」

**２－２　移動（介助の方法）**　　　「見守り等」が多く、「介助されていない」が少ない。

・日常生活の中での、食事、排泄、入浴等の場所への移動（屋内での移動）について確認する項目であり、定義には外出行為は含まない

・移動の手段は問わない

・調査日より概ね１週間の間の状況において、より頻回にみられる状況や日頃の状況から判断すること

・車いすを使用する場合、自操の場合と介助されて移動する場合があるときは、より頻回な状況で選択する

・「トイレまでは手すりや壁につかまりながら移動できる〔５回／日〕が、食事を取る場所〔３回／日〕や浴室〔３回／週〕への移動は、自室から離れており、途中に段差もあるため、家族に手を引かれながら歩行している。」の場合は「介助されていない」

・移動の途中で介助されている場合は「一部介助」

・手すりがあり本人が気を付けて移動していて転倒することもない場合には、独居でふらつきがある場合でも、安易に不適切な状態と判断し「見守り等」や「一部介助」を選択すべきではなく、室内にて常時介助を要する状況か判断し、選択すること。

**Ⅷ　評価軸ごとの選択と特記事項の記述のポイント**

**【　能　力　】**

第1群（身体機能・起居動作）

１－３寝返り（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「寝返り」とは、きちんと横向きにならなくても、横たわったまま左右のどちらかに身体の向きを変え、そのまま安定した状態になることが自分でできるかどうか、あるいはベッドサイドレールなど何かにつかまればできるかどうかの能力である。 |
| ・片側でも『できる』・上半身だけでも『できる』・側臥位から腹臥位でも『できる』 |
| 選択肢 | つかまらないでできる何かにつかまればできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行の有無 |

１－３「試行を行ったところ、全身の筋力低下によりつかまらずには寝返りできず、ベッド柵を持って行っている。『つかまればできる』を選択する。」

１－３「体調不良により試行できなかった。家族によると布団の端を持って寝返りをしているそうである。十分な支えとなっているわけではなく、他の身体機能の状態によりつかまりが必要な状態ではないと思われるため『できる』を選択した。」

１－３「手でふとんを押し付けて横を向く事ができる。『できる』を選択した。」

１－４起き上がり（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「起き上がり」とは、身体の上にふとんをかけないで寝た状態から上半身を起こすことができるかどうかの能力である。 |
| ・布団などへの加重⇒『つかまればできる』・起き上がりで肘をつく場合は注意・習慣的に、体を支える目的ではなく、ベッド上に手や肘をつきながら起き上がる⇒『つかまらないでできる』・電動ベッドでギャッジアップしてからの起き上がり⇒『できない』 |
| 選択肢 | つかまらないでできる何かにつかまればできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行の有無・自然な行為として手をついているのではないか |

１－４「確認動作を実施したところ、ベッドに肘をつき起き上がるが動作が自然にできており加重はなかった。『つかまらないでできる』を選択した。」

１－４「確認動作を実施したところ、ベッドに肘をつき体を押し上げるように加重してゆっくり起き上がりができた。『何かにつかまればできる』を選択した。」

１－５座位保持（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「座位保持」とは、背もたれがない状態での座位の状態を10分間程度保持できるかどうかの能力である。 |
| ・しっかりと加重してできれば⇒『自分の手で支えればできる』・背もたれがないと保持できない⇒『支えてもらえばできる』 |
| 選択肢 | できる自分の手で支えればできる支えてもらえばできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行の有無・普段の座っている様子で判断していないか・食事や診察時の座位の様子も参考にしたか |

１－５「訪問調査時には、腰痛があり支えなしでは座位保持は困難であった。ベッドにしっかり手をついたり柵を持ったりすれば１０分程度の保持はできる。『自分で支えれば可』を選択する。」

１－５「日中起きているときは、背もたれのある椅子に座って過ごしているが、食卓での食事の際はもたれずに食べているそうであり10分程度の保持は出来ると判断した。『つかまらないでできる』を選択する。」

１－５「調査時は、背もたれのない椅子に、支えなく座っていることができていた。自分の膝の上に手を置いていたが、しっかりと加重して支えている様子はなかった。『つかまらないでできる』を選択する。」

１－６両足での立位保持（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「両足での立位保持」とは、立ち上がった後に、平らな床の上で立位を10秒程度保持できるかどうかの能力である。 |
| ・加重してできれば『何か支えがあればできる』・片足が拘縮・欠損で義足不使用のような場合は片足の立位保持で判断・介護者が支える場合、どのように支えなければならないか詳細に記述 |
| 選択肢 | 支えなしでできる何か支えがあればできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行はしたか・１－７歩行、１－８立ち上がり、１－９片足での立位と整合性はあるか |

１－６「調査時には何の支えもなく立位保持ができたが、家族の話では起床時にのみ支えが必要な状態になることがあるとのことであった〔１～２回／週〕。起床時にのみとのことであったので、より頻回な状況としては『支えなしでできる』を選択した。」

１－６「手すりを持ち試行を行ったところ、腰折れしそうになり、横から体を支えて１０秒程度可能であった。『できない』を選択する。」

１－６「ふらつきがあり危険であるために試行はしなかった。介護者の手で常に支えれば立位を保持することができる状況であると聞き取った。『できない』を選択する。」

１－７歩行（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「歩行」とは、立った状態から継続して（立ち止まらず、座り込まずに）５ｍ程度歩くことができるかどうかの能力である。 |
| ・リハビリの様子では判断しない・介護者が支える場合、どのように支えなければならないか詳細に記述・視力障がい者の「伝い歩き」「杖つき歩行」に注意。方向確認のための杖使用などは『できる』 |
| 選択肢 | つかまらないでできる何かにつかまればできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行はしたか・（能力）についての説明となっているか。2－2　移動（介助の方法）の説明のような記述になっていないか |

１－７「体幹のバランスが悪くつかまりなしの試行は危険であるため行わなかった。すり足歩行で、普段、屋内では歩行器を使用して５ｍは継続して歩行できている。『何かにつかまればできる』を選択する。」

（参考）

２－２「歩行器を使用して介助なく自力で移動している。すり足歩行で転倒の危険があり 家族が気をつけている。外出時や病院では長男の妻が車いすを押している。家で常に付き添いが行われているわけではないため『介助されていない』を選択する。」

１－８立ち上がり（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「立ち上がり」とは、いすやベッド、車いす等に座っている状態から立ち上がる行為を行う際に、ベッド柵や手すり、壁等につかまらないでたちあがることができるかどうかの能力である。 |
|  | ・支えがあれば自分で立ち上がることができる→つかまればできる・体の一部を介護者が支える、介護者の手で引き上げるなど、介助がないとできない→できない・座位（椅子・ベッド）からの立ち上がり・加重してできれば『つかまればできる』 |
| 選択肢 | つかまらないでできる何かにつかまればできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行はしたか・床からの立ち上がりで判断していないか・肘をついて、手をついて、何かにつかまって、の場合、注意（特記事項に記述する必要がある）　習慣的に行っている、体を支える目的でない、加重していない　　⇒『つかまらないでできる』　習慣的ではない、体を支える目的である、加重している　　⇒『何かにつかまればできる』 |

１－８「日中や普段は台に手をつき加重して自分で立ち上がることができ、調査時も同じようにできた。朝起きたときや日によっては台に手をついても立ち上がることができず、妻に手を引き上げてもらい、また夜間トイレに行くときも立ち上がれず、妻を起こし介助してもらうそうである。日中はほとんど横になっていて、食事やトイレなど自分で立ち上がることのほうが多く、より頻回な状況から『何かにつかまればできる』を選択した。」

１－９片足での立位（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「片足での立位」とは、立ち上がるまでに介助が必要か否かにかかわりなく、平らな床の上で、自分で左右いずれかの片足を上げた状態のまま立位を保持する（平衡を保てる）ことができるかどうかの能力である。 |
| ・左右いずれかの足で1秒間の保持・試行できなかった場合に玄関や階段の昇降や入浴時の行為など、他の生活の様子で判断することも必要・介護者によって支えられないとできない⇒『できない』・手すりや家具につかまって玄関の框を上がることができる⇒『何か支えがあればできる』・玄関外の階段を手すり又は誰かの手を借りて降りることができる⇒『何か支えがあればできる』・受診時、買物等の外出時にシート背もたれ、座席につかまって車に乗ることができる⇒『何か支えがあればできる』・手すりにつかまり階段の昇降ができる⇒『何か支えがあればできる』 |
| 選択肢 | 支えなしでできる何か支えがあればできるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行はしたか。・玄関、階段、浴槽などでの様子での日頃の能力を聞き取って判断したか |

１－９「調査日は足が痛いということで試行してもらえず、１秒は無理だろうということであったが、迎えに出てきて玄関を上がるとき、下駄箱に手をつきながらゆっくりと上がっており、支えがあれば１秒程度は片足での立位が可能であると判断した。『何か支えがあればできる』を選択する。」

１－12視力（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「視力」とは、見えるかどうかの能力である。 |
| ・見たものについての理解等の知的能力を問う項目ではない。・視野の狭窄、欠損等も含まれる。・部屋の明るさは、部屋の電気をつけた上で、利用可能であれば読書灯などの補助照明器具を使用し十分な明るさを確保する。・眼鏡・コンタクトレンズ等を使用している場合は、使用している状況で選択する。・視力確認表は必ず正面に置く・視力確認表での確認の前に、まずは日常生活の様子での支障の有無で判断 |
| 選択肢 | 普通（日常生活に支障がない）約１ｍ離れた視力確認表の図が見える目の前に置いた視力確認表の図が見えるほとんど見えない見えているのか判断不能 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・日常生活の様子は確認できているか、いきなり視力確認表で確認していないか |

１－１２「白内障があり見えにくいと言うが、試行により１ｍ先の視力確認表が見えることを確認した。眼鏡をかけて新聞なども読んでおり、食事や外出等に困ることはないと聞き取った。『普通』を選択した。」

１－１２「人差し指を約１ｍ前後で見せるとはっきりとは見えないが、指との認識はできているとのことから、『約１ｍ離れた視力確認表の図が見える』を選択する。」

１－13聴力（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「聴力」とは、聞こえるかどうかの能力である。耳で聞いた内容を理解しているかどうか等の知的能力を問う項目ではない。 |
|  | ・聞き返しがあり、大きな声で聞こえる⇒『普通の声がやっと聞き取れる』・耳元で大声、かなり大声でないと聞こえない⇒『かなり大きな声なら何とか聞き取れる』・ほとんど聞こえないことが確認できる⇒『ほとんど聞こえない』・聞こえた内容がわかる必要はない |
| 選択肢 | 普通普通の声がやっと聞き取れるかなり大きな声なら何とか聞き取れるほとんど聞こえない聞こえているのか判断不能 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・耳元で大声、かなり大声までではないのに『大声が聞こえる』にしていないか・『やっと』『大声』『ほとんど』の区別はできているか |

１－１３「テレビのボリュームが大きくなっているが、日常会話の聞き返しもなく支障なく聞こえていた。『普通』を選択する。」

１－１３「周りの状況から大きな声でないと聞き取りにくかったが、耳元で言わないと聞こえないというほどではなかった。施設職員から離れた所からの呼びかけが聞こえてなかったりすることがあると聞き取ったことから、『普通の声がやっと聞こえる』を選択した。」

１－１３「意思疎通が難しく会話は出来ないが、耳元で大きな物音を立てると、身振りで聞こえていると判断した。『かなり大きな声なら何とか聞き取れる』を選択する。」

第２群（生活機能）

２－３えん下（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「えん下」とは、食物を経口より摂取する際に飲み込むことの能力である。 |
| “見守り等”は見守りが行われている場合のほか、“できる”でも“できない”でもない場合も含まれる・刻み食やトロミ食にしていることはできないことの根拠にはならない・「能力」の項目であり、「適切な介助の方法」は採用できない |
| 選択肢 | できる見守り等できない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・咽せる程度で“見守り等”にしていないか・適切な介助の方法を採用していないか |

２－３「問題なく食べ物を飲み込みできるのがほとんどだが、むせこむこともある〔２，３回／週〕。『できる』を選択する。」

２－２「１年前の入院以来食事で咽込むことが増え、トロミ食になった。現在も刻みやトロミを付けた食事にしており、あまり咽ることはなくなっている。『できる』を選択する。」

２－３「気を付けてゆっくりと食事しているので飲み込みに問題ないこともあるが、ほぼ毎食、1回はむせてしまうので、『見守り等』を選択した。」

２－３「食事の度に何度もひどく咽込み誤嚥の心配があったことから『見守り等』を選択した。独居で介助者はいないが咽た時に背中をたたくなどの介助が必要である。」

第３群（認知機能）

３－１意思の伝達（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「意志の伝達」とは、調査対象者が意志を伝達できるかどうかの能力である。 |
| ・相手に意思を伝達できるかどうか手段は問わない・内容の整合性は問わない・会話が困難なので意思伝達ができないとは限らない・自発的な伝達がない場合は問いかけに対して相手に意思を伝えられるかどうかで判断する・できる時とできない時とがある⇒『ときどきできる』・認知症等があり、限定された内容のみ伝達可能⇒『ほとんどできない』 |
| 選択肢 | 調査対象者が意志を他者に伝達できるときどき伝達できるほとんど伝達できないできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・本人からの意思伝達がない場合、問いかけへの応答で判断しているか・通常、３－２～７の質問にいずれか返答できるのであれば『できない』にはならない。 |

３－１「調査時の質問が理解できず答えることができなかった。普段から施設職員の声かけにも応答することはほとんどないそうだが、お腹が減ったりしたときなどに「ごはん」と施設職員に言うこともまれにあるそうなので『ほとんど伝達できない』を選択した。」

３－１「自分から話すことはほとんどないため、行事の参加希望など職員が問いかけてどうしたいのかを確認している。問いかけにはぼそぼそと簡単な答えであるが普通に返事をするそうだ。できる時とできない時があるため『ときどき伝達できる』を選択した。」

３－１「普段も口数が少なく会話が少ないが、寝る、トイレに行きたい、ここに居たい、と調査時に息子に意思を伝達していた。こちらから話しかけ、質問すれば返答はできていた。『調査対象者が意志を他者に伝達できる』を選択する。」

３－２毎日の日課を理解（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「毎日の日課を理解する」とは、起床、就寝、食事等のおおまかな内容について、理解していることである。厳密な時間、曜日ごとのスケジュール等の複雑な内容まで理解している必要はない。 |
| ・起床、就寝、食事等のおおまかな内容を理解している・厳密な時間やスケジュールまで理解している必要はない・起床、就寝、食事等の時間を問うことで『できる』として判断をしてもよいが、時間がわからないからと言って『できない』とはならない |
| 選択肢 | できるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・時間だけで判断していないか・短期記憶ができないことで判断していないか |

３－２「午前中の調査で「朝食はもう食べましたか」と聞いたところ、正確には覚えていないが起きてからパン等を食べたと答えた。家族に聞くと、食事やお風呂などのおおまかな順番は分かっていると思う、ということだったので『できる』とした。」

３－３生年月日や年齢を言う（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「生年月日や年齢を言う」とは、生年月日か年齢のいずれか一方を答えることができることである。 |
| ・生年月日か年齢のいずれかを答えることができる・どちらか答えることができればよい・数日の違いは“できる” |
| 選択肢 | できるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・間違えた様子や返答を特記に具体的に記載しているか（ただし数字を書くのではない） |

３－３「生年月日と年齢を聞いたところ、年齢は10歳以上合っていなかったが、生年月日は正確に答える事ができた。『できる』を選択する。」

３－４短期記憶（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「短期記憶」とは、面接調査日の調査直前にしていたことについて、把握しているかどうかのことである。 |
| ・調査直前に何をしていたかを思い出すことができる・（『できる』ではない場合）必ず調査直前の行動を確認し、その結果を特記事項に記述すること・直前の行動で判断不能の場合には、調査員テキストに記載されている三品によるテスト方法で確認する |
| 選択肢 | できるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・はじめに調査直前の行動の確認をしたか。時間が経ちすぎていないか・三品によるテスト方法は正しいか。・はじめからテストを実施していないか |

３－４「訪問時に「私が来る前は何をしていましたか」と聞くと答えがなく、家族に〔毎日〕財布等何かを探していると聞き取ったことから、直前の行動を忘れることが多いと判断し、日頃の状況として『できない』とした。」

３－５自分の名前を言う（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「自分の名前を言う」とは、自分の姓もしくは名前のどちらかを答えることができることである。 |
| ・姓または名のどちらかを答えることができる・旧姓も可 |
| 選択肢 | できるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・間違えた様子や返答を特記事項に具体的に記述しているか |

３－５「お名前を聞いたところ、下の名前を答えた。苗字を聞いたところ、旧姓であったが、定義どおりに答えることができたとして『できる』を選択する。」

３－６今の季節を理解する（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「今の季節を理解」とは、面接調査日の季節を答えることができることである。 |
| ・調査日時点の季節を答えることができる・多少のずれは“できる” |
| 選択肢 | できるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・正解の場合にどこからそう感じるかを確認した方がよい場合もある |

３－６「今の季節は何かという質問に、暑いから夏だ、と答えた。『できる』を選択した。」

３－６「季節を質問したところ、雪も溶けて日差しも暖かく春だ、と答えた。まだ暦の上では冬だが、春であると感じていても妥当であると判断し、『できる』を選択する。」

３－７場所の理解（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「場所の理解」とは、「ここはどこですか」の問いに答えることである。 |
| ・「ここはどこですか」の問いに答えることができる・所在地や施設名を答える調査項目ではない・施設入所で病院と答える⇒『できる』・返答により自宅でないことが理解できている場合⇒『できる』 |
| 選択肢 | できるできない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・間違えた様子や返答を特記事項に具体的に記述しているか |

３－７「対象者は施設入所者であるが、ここはどこかという質問に対し、○○町の...と自分の自宅の住所を答えた。それはどこの住所かと聞くと、自宅の住所である、と答え、ここは自宅であると答えた。普段も施設を自宅だと思っていると施設職員から説明があった。『できない』を選択した。」

第５群（社会生活への適応）

５－３日常の意思決定（能力）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「日常の意思決定」とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいう。 |
|  | ・ケアプランの作成などで周囲と相談して...内容を理解し自分で決めたり自分の希望が言えたりできる⇒『できる』決定を周囲に委ねるが、内容を理解して日常生活で判断できている⇒『できる』周囲が決める。周囲に勧められたまま 又は 周囲の助言に同意⇒『特別な場合を除いてできる』・見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択など（毎日の暮らしにおける活動）に関する意思決定ができるが、ケアプラン作成や治療方針への合意など（特別な場合）には指示や支援が必要⇒『特別な場合を除いてできる』・普段は意思決定ができないが、見たいテレビ番組やその日の献立、着る服の選択などの意思決定をすることがある⇒『日常的に困難』 |
| 選択肢 | できる（特別な場合でもできる）特別な場合を除いてできる日常的に困難できない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・本人が内容を理解し概ね決定しているが、同意を得るためだけに周囲に相談しているのではないか・決定は自分でできないのか・電話・来客や宅配などに適切な対応ができていないか |

５－３「ケアプランの相談のときは長男が同席し相談して決めているが、支援がなければ決定できないということはない。日中独居で電話や来訪者への対応もできており“できる”を選択する。『できる』を選択する。」

５－３「見たいテレビ番組や着たい服、食べたい物などの質問に対し答えることができることもあるが、何も答えることができなかったり、質問を理解できないこともある。『日常的に困難』を選択した。」

**【　介助の方法　】**

第１群（身体機能・起居動作）

１－10洗身（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「洗身」とは、浴室内（洗い場や浴槽内）で、スポンジや手拭い等に石鹸やボディシャンプー等を付けて全身を洗うことをいう。 |
| ・入浴や洗髪行為は含まれない・清拭のみの場合は『行っていない』・選択肢に“見守り”はなく、見守りが行われている場合は『一部介助』・見守りの内容が、浴室内で傍らにいるか、浴室外か、ときどき確認、声掛けに来るのか等をきちんと聞取って判断すること・浴室内で傍らにいて、転倒に対する見守りを行っている場合は、洗身の見守りを同時に行っていることとし、『一部介助』を選択する |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助行っていない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・どこで洗身しているのか、場所をきちんと書いているか・見守りはそうする必要があるか。・浴室内でずっと側についているか・介助を受けている場合、なぜ自分でできないのかの説明ができているか |

１－１０「●自宅でシャワー浴を行っている。肩関節の可動域に制限があり、手が届く範囲を洗いその他は流す程度だそうだが、背中がかゆくなることがあるそうで、不適切な状況であると判断した。適切な介助の方法として、清潔保持のため背部などの洗身をする介助が必要であると判断し、『一部介助』を選択した。」

１－１０「デイサービスセンターでは入浴せず自宅でチェアに座り自分でシャワー浴をしている。以前入浴時に転倒したことがあるため、ヘルパーの訪問中に洗うようにしており、ヘルパーは合間で様子を確認している。洗身は介助なく行っていることから、『介助されていない』を選択する。」

１－11つめ切り（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「つめ切り」とは、「つめ切り」の一連の行為のことで、「つめ切りを準備する」、「切ったつめを捨てる」等を含む。 |
| ・調査日より概ね過去１か月の状況で判断する。・選択肢に“見守り”はなく、見守りが行われている場合は『一部介助』 |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・介助を受けている場合、なぜ自分でできないのかの説明ができているか・施設などで過剰な介護になっていないか・介助は全部か一部かをきちんと書けているか |

１－１１「上肢の筋力低下のため、握力がなく自分ではうまくできないので妻がすべて切っている。『全介助』を選択する。」

１－１１「爪を切るという習慣がないようであるが何か月も切っていないということではなく、長女に確認すると月に1回程度説得して切っているという。『全介助』を選択する。」

第２群（生活機能）

２－１移乗（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「移乗」とは、「ベッドから車いすへ」「車いすからいすへ」等、臀部を移動させ、いす等へ乗り移ることである。清拭、じょくそう予防等を目的とした体位交換、シーツ交換の際に、臀部を動かす行為も含む。 |
| 座位から座位への臀部の移動・介護者が手を添える、体を支える⇒『一部介助』・介護者が体を抱える、運ぶ⇒『全介助』 |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | 立位から座位という基準ではない歩行可能で車いすを使用していない人は、多くの場合立位から座位への様子で判断座位から座位で判断安易に適切な介助の方法を採用していないか採用した適切な介助の方法の選択肢は適切か・ここでいう「見守り等」は、常時付き添いの必要がある見守りとしての、「確認」「指示」「声かけ」「誘導」のことを指すことから、具体的な介助の内容について記述する場合は、これらを含む内容である必要がある。 |

２－１、２－２「日中独居で家の中は必要なところに手すりをつけている。ふらつきはあるが伝い歩きで転倒しないよう気をつけて移動しており移動時の転倒はほとんどない。座位から座位への移乗の機会は普段あまりないが、立位から座位へは下肢筋力低下のため食卓椅子やトイレに座るときにゆっくりと座ることができず、倒れ込むように座っている。座るときに過去に何度も転倒していることもあり、腰を支えるなどの介助が必要と考える。移乗は『一部介助』を選択する。移動は『介助されていない』を選択する。」

２－２移動（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「移動」とは、日常生活において、食事や排泄、入浴等で、必要な場所への移動のことである。 |
| ・食事、排泄、入浴の場所への移動（屋内での移動）・移動の手段は問わない・移動の途中で介助⇒『一部介助』・自走のときと、介助で移動するときがある⇒より頻回な状況で選択・外出行為は含まない |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・外出時の介助の有無で判断していないか・ふらつき程度で適切な介助の方法を採用していないか・ここでいう「見守り等」は、常時付き添いの必要がある見守りとしての、「確認」「指示」「声かけ」「誘導」のことを指すことから、具体的な介助の内容について記述する場合は、これらを含む内容である必要がある。 |

２－２「独居で自宅内は伝い歩きをして自力移動しているが、ふらつきがあり危険であるため外出時、週３回のデイサービスや病院、娘との買い物時や散歩では車いす介助を受けている。自宅内においては介助を要しないと判断し『介助されていない』とした。」

２－４食事摂取（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「食事摂取」とは、食物を摂取する一連の行為のことである。 |
| ・配膳後の食器から口に入れるまでの行為・経管栄養などの注入行為や中心静脈栄養⇒『全介助』・皿の置き換え⇒『見守り等』・(食卓で)魚の骨をとる等の食べやすくする行為⇒『一部介助』・配膳、片付け、食べこぼしの掃除は含まれない・エプロンをかける、椅子に座らせる行為は含まれない・食事量、適切さを評価する調査項目ではない |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・偏食を根拠に選択していないか |

２－４「食事は自分で摂取している。咽やすいため、家族が調理の段階で小さめに切ったり、やわらかく煮たりしている。『介助されていない』を選択する。食べこぼしが多いため、食事が終わった後は家族が掃除をしている。」

２－４「食事摂取は箸で食べている。好きなものだけを食べて嫌いなものを食べようとしないので、嫌いなものも少しは食べられるように妻が声かけをしている。『介助されていない』を選択する。」

２－４「●本人の拒否が強く、介助をしようとしても手を払いのけるなどの抵抗がみられる。振戦があるため、うまく口に運べず、食べこぼしが多いため、不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法として、食物を口に運ぶ介助が行われることが必要と判断する。『一部介助』を選択する。」

２－５排尿（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「排尿」とは、「排尿動作（ズボン・パンツの上げ下げ、トイレ、尿器への排尿）「陰部の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、尿器等の排尿後の掃除」「オムツ、リハビリパンツ、尿とりパッドの交換」「抜去したカテーテルの後始末」の一連の行為のことである。 |
| ・トイレまでの移動は２－２（移動）で評価・便座への移乗は２－１（移乗）で評価・失禁時の衣服の着替えは２－１０・２－１１（上・下衣の着脱）で評価・ポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排尿の直後であるかどうかや、その回数に関わらず、「排尿後の後始末」として評価する。・下衣の上げ下げと同様に、排泄の衣服の上げ下げでの確認と特記事項での説明が必要 |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・２－１移乗や２－２移動などの調査項目で評価すべき内容ではないか・ズボン・パンツの上げ下げ、清拭の確認はできているか |

２－５「●家族によると、尿意が弱いからかトイレに間に合わず漏らすことが〔１日に３回程度〕あるとのこと。後始末は自分で行っている。不適切な状況にあると判断し、適切な介助の方法として、トイレ誘導の定期的な声かけが必要であると考える。『見守り等』を選択する。」

２－５「頻尿で移動に時間がかかるため日中は自分で定期的〔２時間に１回程度〕）にトイレに行っている。夜間はポータブルトイレを使用し〔５回程度／夜〕、朝ヘルパーが後片付けを行っている。頻度より『介助されていない』を選択した。」

２－６排便（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「排便」とは、「排便動作（ズボン。パンツの上げ下げ、トイレ、排便器への排便）」「肛門の清拭」「トイレの水洗」「トイレやポータブルトイレ、排便器等の排便後の掃除」「オムツ、リハビリパンツの交換」「ストーマ（人工肛門）袋の準備、交換、後始末」の一連の行為のことである。 |
| ・トイレまでの移動は２－２（移動）で評価・便座への移乗は２－１（移乗）で評価・失禁時の衣服の着替えは２－１０・１１（上・下衣の着脱）で評価・ポータブルトイレの後始末を一括して行う場合は、排便の直後であるかどうかや、その回数に関わらず、「排便後の後始末」として評価する。・下衣の上げ下げと同様に、排泄の衣服の上げ下げでの確認と特記事項での説明が必要 |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・移乗や移動などで評価すべきではないか・ズボン・パンツの上げ下げ、清拭の確認はできているか |

２－６「トイレは介助なく自分で行っている。数年前に便秘気味になったことがあり、それ以来緩下剤を習慣的に使用しており、一日に何度も少量の便失禁を繰り返している。家族が下着の汚れに気づくと下着の交換をしている。その時には臀部や周辺の清拭もしており、汚れがひどいときはシャワーに連れていく。排便時に便器を汚していることも２日に１回程度あり、トイレの後に確認するようにしている。安心パンツなどは本人が嫌がって、そのため居室が汚れていることもあり、着替え、洗濯、清拭、掃除と大変手間がかかっている。『一部介助』を選択する。」

２－７口腔清潔（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「口腔清潔」とは、歯磨き等の一連の行為のことで、「歯ブラシやうがい用の水を用意する」「歯磨き粉を歯ブラシにつける等の準備」「「義歯をはずす」「うがいをする」等のことである。 |
| ・義歯の取りはずしのみ、うがいのみできる⇒『一部介助』・水を含むことはできないが、すすぐことのみできる⇒『全介助』・準備も含む。洗面所への誘導・移動や清掃は含まれない・全て介護者がやり直す⇒『全介助』・行為開始の声かけは該当しない |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・義歯の取りはずしは自分でできていないか・行為開始の声かけで『一部介助』としていないか・介助を受けている場合、なぜ自分でできないのかの説明ができているか |

２－８洗顔（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「洗顔」とは、洗顔の一連の行為のことで、一連の行為とは「タオルの準備」「蛇口をひねる」「顔を洗う」「タオルで拭く」「衣服の濡れの確認」等の行為をいう。また、「蒸しタオルで顔を拭く」ことも含む。 |
| ・準備も含む。洗面所への誘導・移動や清掃は含まれない・全て介護者がやり直す→『全介助』・行為そのものがない場合は類似行為で判断。それもなく、かつ不適切とまでいえない場合は『介助されていない』・行為開始の声かけは『一部介助』ではない |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・行為開始の声かけで『一部介助』としていないか・介助を受けている場合、なぜ自分でできないのかの説明ができているか |

２－９整髪（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「整髪」とは、「ブラシの準備」「整髪料の準備」「髪をとかす」「ブラッシングする」等の一連の行為のことである。 |
| ・準備も含む。洗面所への誘導・移動や清掃は含まれない・散髪や洗髪は該当しない・全て介護者がやり直す→『全介助』・短髪等で行為そのものがない場合は頭を拭く行為などで代替して判断。それもなく、かつ不適切とまでいえない場合は『介助されていない』・行為開始の声かけは『一部介助』ではない |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・行為開始の声かけで『一部介助』としていないか・整髪の必要がないのに代替行為で判断していないか・介助を受けている場合、なぜ自分でできないのかの説明ができているか |

２－７、２－８、２－９「３年ほど前から意欲低下により自分からはしようとせず、タイミングをみて家族が 声かけすると、歯磨きや洗顔、整髪をしぶしぶ始める。行為開始の声かけのみ行われ、その後の一連の行為の促しは不要であることから、歯磨き、洗顔、整髪は『介助されていない』とした。」

２－10上衣の着脱（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「上衣の着脱」とは、普段使用している上衣等の着脱のことである。 |
| ・衣服の選択、準備、手渡しは含まれない・手直しは毎回ではないため対象にならないという場合が多い・協力動作の有無に注意・行為開始の声かけは該当しない |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・協力動作の有無を確認しているか・衣服の手直しはしなければならない程度か。頻度はどうか・行為開始の声かけで『見守り等』としていないか・着脱にどれぐらいの時間がかかっているか |

２－１０「自分で着ているが、前後ろが逆になったり着る順番を間違えたりすることがあり妻が声かけしながら渡している。『見守り等』を選択する。」

２－１０「ブラウスのボタンなど服によっては麻痺のため、自分ではできず家族に手伝ってもらうが、普段はボタンのない服を着ており自分で着脱できている。『介助されていない』を選択する。」

２－11ズボン等の着脱（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「ズボン等の着脱」とは、普段使用しているズボン、パンツ等の着脱のことである。 |
| ・衣服の選択、準備、手渡しは含まれない・靴下の着脱は対象外とする・手直しは毎回ではないため対象にならないという場合が多い・協力動作の有無に注意・行為開始の声かけは該当しない |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・協力動作の有無を確認しているか衣服の手直しはしなければならない程度か。頻度はどうか・行為開始の声掛けで『見守り等』としていないか・着脱にどれぐらいの時間がかかっているか |

２－１１「強い腰痛のため腰を曲げることができず妻が裾を通し膝上まで引き上げている。『一部介助』を選択する。」

第５群（社会生活への適応）

５－１薬の内服（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「薬の内服」とは、薬や水を手元に用意する、薬を口に入れる、飲み込む（水を飲む）という一連の行為のことである。 |
| ・服薬時間や量を本人が理解する能力は問わない・インスリン注射や塗り薬の塗布は含まれない・通常は口に入れる介助がなければ『全介助』にはならない・内服がない場合、処方された場合を想定し、適切な介助の方法を採用・飲む量の指示や確認⇒『一部介助』 |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・インスリンや塗り薬で判断していないか・薬を口に入れる介助がないのに『全介助』にしているか・なぜそうしているのかがわかる特記事項の記述や全体の組み立てとなっているか・介助の方法は、調査日より概ね過去一週間の状況 |

５－１「本人は薬を飲む時間や量については理解しているが、左右上肢の動きに支障があり、薬を自分の手で用意することが困難であるため妻が毎日薬を用意し、本人の手のひらにのせていると家族に聞き取った〔3回／日〕。『一部介助』を選択した。」

５－１「施設職員が薬を管理し、食後などに職員が準備し薬を口に入れて飲んだかどうかを 確認しているが、自分で管理できる人も含めて入所者全員に対し行っている。本人の能力 としては自分で一連の行為のほとんどができる人であり、施設の都合による過剰介助と思われるが、飲んだり飲まなかったりすることがあるため、服用量だけ服用時間に渡すことが行われる必要があると施設職員から聞き取り、『一部介助』を選択した。」

５－２金銭の管理（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「金銭の管理」とは、自分の所持金の支出入の把握、管理、出し入れする金額の計算等の一連の行為である。 |
| ・金銭の出し入れは、一連の行為に含まれない・手元に現金等を所持していない場合でも、年金、預貯金、給付金等の管理の状況で判断・小遣い銭等を自分で管理している⇒『一部介助』 |
| 選択肢 | 介助されていない一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・金銭＝現金、預貯金、年金、給付金等・銀行に行き出入金を行う介助や予め準備した金銭の出し入れで判断していないか・通帳は誰が管理し、小遣い銭は本人が管理しているか・なぜそうしているのかがわかる特記事項の記述や全体の組み立てとなっているか |

５－２「入院中で認知症もあるため家族が全て管理しているが、売店での購入など使う分として少額を持たせている。『一部介助』を選択する。」

５－２「入院中で認知症もあるため家族が全て管理している。本人にお金への執着があるため一定額は本人に持たせているが使う機会もなく持っているだけである。『全介助』を選択する。」

５－５買い物（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「買い物」とは、食材、消耗品等の日用品を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払うことである。 |
| ・インターネットでの注文や共同購入などは『介助されていない』・家族やヘルパーなどに買い物を依頼する場合は、「買い物の依頼」「頼んだ人への支払い」も含めた一連の行為で判断し、ベッド上から買ってきてほしいものを指示し、物品の手配のみをヘルパーが行っている場合は『一部介助』とする・食事の提供のある施設は食材の購入を施設側が毎日していると考え、基本的には『全介助』とする |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・嗜好品ではなく、食材、消耗品等の日用品の買い物で判断しているか・介助の方法は、調査日より概ね過去一週間の状況 |

５－５「食材や日用品は欲しいものがあれば全て妻に頼んで買ってきてもらっていると妻に聞き取った。『全介助』を選択した。」

５－５「自分の欲しいものは自分で買いに行くが、日用品や食材は妻が買い物をしていると聞き取った。『全介助』を選択する。」

５－６簡単な調理（介助の方法）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「簡単な調理」とは、「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」をいう。一定期間（調査日より概ね過去一週間）の状況において、より頻回にみられる状況や日頃の状況で選択する。 |
|  | ・対象者の日々の食事について「炊飯」「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」「即席めんの調理」のうち該当するものを特定し、それに対して介助が行われているかどうかで評価・配下膳、後片付け、食材の購入、お茶やコーヒーなどの準備は含まれない・おかずの調理は含まれない・施設での食事は「炊飯」は施設による介助、「加熱」「即席めん」は発生していないと考え、基本的には『全介助』となる経管栄養で流動食の温ためをしている場合、「レトルト食品の加熱」として評価。・温めをしていない場合は『介助されていない』・配食弁当は「炊飯」はないものとし、「加熱」は状況により判断する・外食や惣菜購入のみで調理自体がない場合⇒『介助されていない』 |
| 選択肢 | 介助されていない見守り等一部介助全介助 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・副菜の調理で判断していないか・「炊飯」「加熱」「即席めん」の該当は確認できているか・介助の方法は、調査日より概ね過去一週間の状況 |

５－６「炊飯は同敷地内に住む娘が行い、おかずは配食弁当を利用し、電気ポットのお湯を入れて即席のカップみそ汁を自分で作っている。『一部介助』を選択する。」

５－６「炊飯やお汁の温めを自分でしている。おかずは全て娘が作っている。『介助されていない』を選択する。」

５－６「毎日２食は配食サービスで、他はお惣菜、レトルト食品、冷凍食品等を自分で温めて食べている。『介助されていない』を選択した。」

**【　有　無　】**

第１群（身体機能・起居動作）

**１－１麻痺等の有無（有無）**

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「麻痺」とは、神経又は筋肉組織の損傷、疾病等により、筋肉の随意的な運動機能が低下又は消失した状況をいう。 |
| ・冷感等の感覚障害は含まない。選択肢の判断材料とならない。・振戦がある場合は、高さの保持の可否やどの部位から先の振戦かを記述→上下左右に揺れていても既定の高さまで保持できていれば『ない』とする |
| 選択肢 | ない左上肢、右上肢、左下肢、右下肢、その他（四肢の欠損） |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行の有無は記述しているか。「確認動作を実施したところ、」「試行は行わなかったが、」等・試行が行われなかった場合、日頃の状況を聞き取り、記載しているか・座位での試行か、仰臥位での試行か・痺れなどの感覚麻痺で判断していないか |

１－１「座った状態で、確認動作を実施したところ、左上肢は肘を伸ばした状態で腕を前方及び横へ肩の高さまで挙上ができ、両下肢は膝を伸ばした状態で静止し維持できていたが、右上肢はほとんど挙上できなかった。麻痺は『右上肢』を選択する。」

１－１「左下肢、右下肢ともに可動域制限のない高さまで挙上することができたが、加齢による下肢の筋力低下が見られ、すぐに足を下ろしてしまい、静止した状態は保持できなかった。麻痺は『左下肢』『右下肢』を選択する。」

１－１「いすに座った姿勢で、確認動作を実施したところ、左右上肢と左下肢はできたが、右膝は床に対して水平に伸ばそうとしたところ、45度くらいまでしか上げられず、その状態を保持することができなかった。麻痺は、『右下肢』を選択する。」

１－２拘縮の有無（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「拘縮」とは、対象者が可能な限り力を抜いた状態で他動的に四肢の関節を動かした時に、関節の動く範囲が著しく狭くなっている状況をいう。 |
| ・どちらかに可動域制限があれば、選択・膝の90°～130°の屈曲は対象外（正座の可否は関係ない）・股関節は片側で25㎝程度開け、90度屈曲できれば『制限なし』・円背や亀背で次のような場合には、『その他』を選択・立って水平より上に顔を向けられない・仰向けに寝られない・起き上がらないと寝返りできない・欠損の場合、麻痺・拘縮ともに、『その他』を選択 |
| 選択肢 | ない肩関節、股関節、膝関節、その他（四肢の欠損） |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・試行の有無は記述しているか。「確認動作を実施したところ」「試行は行わなかったが」等・座位での試行か、仰臥位での試行か・円背、亀背は特記事項に詳しく程度を記述しているか・正座ができないことで拘縮と判断していないか |

１－２「座った状態で試行を行ったところ、両上肢、膝関節は確認動作ができた。股関節の動作確認では25ｃｍ程度開くことができたため、選択しないが、右関節は人工関節を置換した経緯があり、左側に比べて少ししか開くことができず、階段の上り下りでは必ず家族が見守るそうであった。拘縮は『なし』を選択した。」

１－２「座った状態で試行を行ったところ、両上肢、股関節は確認動作ができた。膝関節は関節が固くなっていて90度程度の屈曲は困難であった。また、仰向けに寝られない位の強度の円背であった。拘縮は『膝関節』『その他』を選択した。」

第２群（生活機能）

２－12外出頻度（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「外出頻度」とは、1回概ね30分以上、居住地の敷地外へ出る頻度のことである。一定期間（調査日より概ね１か月）の状況において、外出の頻度で選択する。 |
| ・同敷地内での移動は含まれない・目的・目的地・同行者の有無は問わない |
| 選択肢 | 週１回以上月１回以上月１回未満 |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・外出の頻度だけではなく、どこに、誰と、どうやって外出しているかを記述しているか |

２－１２「通院〔１回/週〕、買い物〔２回/週〕、家が山際であるため病院もスーパーも近くになく自分で車を運転して出かける。運転はできるが歩行は困難で、車までは歩行器で何とかたどり着き、ドアにもたれながら歩行器を積み込み、スーパーの駐車場から店までは同様に歩行器、店内は車いすを使用している。『週１回以上』を選択する。家族（県外在住）は心配して運転をやめさせたいと思っていて、訪問診療や、配食、ネットスーパー、電話注文による商品宅配サービスなどを勧めている。」

第３群（認知機能）

３－８徘徊（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「徘徊」とは、歩き回る、車いすで動き回る、床やベッドの上で這い回る等、目的もなく動き回る行動のことである。 |
| ・目的もなく動き回る（目的なく）歩き回る、車いすで動き回る、ベッド上で這い回る等も含む・外出による徘徊に限らない・鍵をかけたり見守りすることによって動き回ることがない場合は結果として徘徊していないので『ない』 |
| 選択肢 | あるときどきあるない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・目的のない行動か・３－９（外出すると戻れない）と間違えていないか |

３－８「毎晩、夜中にベッド上をゴソゴソ這い回ると聞き取ったことから『ある』を選択した。」

３－８「天気の良い日はほぼ毎日出かけ、友人宅や知り合いの店を次々訪ねて帰ってこない。行先は多いがどこかはわかっており家人が捜し当て連れ帰っている。無目的な行動ではないため『ない』を選択する。」

３－９外出すると戻れない（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「外出すると戻れない」行動の頻度を評価する項目である。 |
|  | ・外出すると戻れない行動・施設で自室に戻れない場合も含む・自宅でトイレの場所等がわからない場合も含む・もし外出があれば戻れなくなるが、自ら外に出る事がない場合は『ない』 |
| 選択肢 | あるときどきあるない |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・３－８（徘徊）と間違えていないか |

３－９「〔毎日〕、食事などの後に自分の部屋の場所を忘れ施設内をうろうろする。外出すると戻れないは『ある』を選択する。」

３－８、３－９「〔1か月に1回〕昔から行っている近所の理髪店に行くが家に戻って来れず、どこかへ歩いて行ってしまう。何キロも遠くへ行っていたこともある。家に戻れないことは分かっているので家族が気をつけているが、家族はその度に探し回ることになる。徘徊は『ない』を、外出すると戻れないは『ときどきある』を選択する。」

第４群（精神・行動障害）

４－１被害的（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「物を盗られたなどと被害的になる」行動とは、実際には盗られていないものを盗られたという等、被害的な行動のことである。 |
|  | ・物を盗られた等と被害的になる「食べ物に毒が入っている」「自分だけ食事がない」等の被害的な言動も含まれる・事実でない被害的なことを言うだけでは４－２（作話）は該当しない（被害的な言動のすべてが作話になってしまうことから）・お金は自分で管理していないにもかかわらず「自分で管理できるのにお金を盗られた」などと別な作話の要素がある場合は両方選択できる |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・４－２作話と混同していないか |

４－１、４－２「ヘルパーが○○を盗んだと事業所やケアマネに訴えることがあるとケアマネから聞き取った。元々家の中にあったのか、なかったのか失くしたのかわからないものもあるとのこと。普段は〔週１回程度〕だが、思い込みが激しくなると〔毎日〕何度もあちらこちらに電話して訴え、市役所や警察にもたびたび電話するそうである。どこの事業所ともトラブルになりヘルパーやヘルパー事業所をいくつも変更していると聞き取った。被害的は「ある」を、作話も『ある』を選択した。」

４－２作話（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「作話」行動とは、事実と異なる話をすることである。 |
|  | ・事実と異なる話をする・自分に都合のいいように事実と異なる話をすることも含まれる・自分の失敗の取り繕いで、ありもしないことを話す場合も含まれる・幻視・幻聴・妄想があるだけでは該当しない。それらによる作話が起こった場合に該当する（どこまで詳しく聞き取ってきたかで評価が変わる可能性があることに注意）・「被害的」の言動で、周囲に言いふらし混乱させている場合は「作話」も該当となる・言い繕いでない場合は、自分からの話の発信かどうかを考慮する |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・被害的と混同していないか |

４－２「〔週に1回は〕昔○○の仕事をしていたと職員に話をする、と職員から聞き取った。いつも違う職業であり、またその職業には就いていたことはなかったそうである。『ある』を選択する。」

４－２、４－１３「〔月に１回程度〕壁に向かって本人にだけ見えている相手と話をしているが、誰かにそのことについて話をするということはない、と施設職員から聞き取った。作話は『ない』を、独り言・独り笑いは『ある』を選択した。」

４－３感情が不安定（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる」行動とは、悲しみや不安などにより涙ぐむ、感情的にうめくなどの状況が不自然なほど持続したり、あるいはそぐわない場面や状況で突然笑いだす、怒り出す等、場面や目的からみて不適当な行動のことである。 |
| ・喜怒哀楽の感情失禁が不自然なほど持続するまたは、喜怒哀楽が不適当な場面や状況で突然起きる・感情の起伏が大きい場合、場面や状況から不適当ではない限り該当しない・原因があって怒り始めるなど不適当とは言えない感情の動きの場合、不自然なほど持続するかどうかで判断する・うつ症状などの場合に安易に『ある』とせずに定義どおりに判断する |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・気分の落ち込み程度ではないか・原因がある感情失禁の場合、不自然なほど長時間持続するか |

４－３「興奮すると話が止まらなくなり、落ち着かせるために家族がなだめると、突然泣き出すことがある〔２回程度／月〕。『ときどきある』を選択する。」

４－３「病気のことや先々の生活のことを考えると、気分が落ち込んだり、食欲がなくなったりして発語が少なくなる〔１回程度／月〕が、不自然なほど持続するほどではないため、選択肢は『ない』とした。」

４－３「麻痺のある手がうまく動かないことにイライラしだすと怒りっぽくなり、気に入 らないことがあると妻に怒る。〔１回／週〕そぐわない場面で突然怒り出すということではなく『ない』を選択する。」

４－４昼夜逆転（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「昼夜逆転がある」行動とは、夜間に何度も目覚めることがあり、そのために疲労や眠気があり日中に活動できない、もしくは昼と夜の生活が逆転し、通常、日中行われる行為を夜間行っているなどの状況をいう。 |
| ・『夜間に何度も目が覚めるため疲労や眠気があり日中に活動できない』または『昼と夜の生活が逆転し通常日中行われる行為を夜間に行っている』のいずれかがある・夜更かしや遅寝遅起きなどの生活習慣は該当しない・夜起きているときに何をしているか、どのくらいの時間かの確認が重要・蒸し暑いとか騒音などの生活環境により眠れない場合は該当しない・不眠やトイレに行くための起床は含まれない |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・定義に規定されているどちらか一方の状況が確認できればよい・不眠が理由ではないのか、生活習慣ではないのか・行動障害としてとらえるべき程度か |

４－４「夜間頻尿で〔夜中に２～３回ほど〕起きてトイレに行く、施設職員が眠れていないのではと心配するほどであると施設職員から聞き取った。生活習慣であり定義に該当しないことから『ない』を選択する。」

４－４「ほぼ毎晩、夜に目が覚めるとテレビをつけて見始め、しばらくすると寝ているため施設職員がテレビを消すと施設職員から聞き取った。生活習慣であり定義に該当しないことから『ない』を選択する。」

４－４「〔週２、３回程度〕夜間に活動的になり、探し物や調べ物をしていると施設職員から聞き取った。睡眠は十分とれていないと思われるが、日中、寝ているということはないとのこと。『ある』を選択する。」

４－５同じ話をする（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「しつこく同じ話をする」行動の頻度で評価する項目である。 |
|  | ・しつこく同じ話をする場面や目的からみて不適当な行動かどうかで評価・繰り返しが同じ日のうちか別の日か会う度かなども確認し特記に記述・独り言で同じことを繰り返している場合は、基本的には独り言で判断 |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・人に対してしている話か。・行動障害としてとらえるべき程度か |

４－５「ケアマネが訪問する度に以前誤診された話をするので「またか」と思うが、話はしつこいというほどではなく不適当な行動でもないため『ない』を選択した。」

４－５「〔２、３回／月〕寝る前に不安症状が強くなり、眠れないことを繰り返し職員に訴えてくる。職員はその都度話を聞き、眠れるように落ち着かせていると聞き取った。『ときどきある』を選択する。」

４－５「〔毎日〕いつも死んだ夫のことを話し出すと長女から聞き取った。調査中も繰り返して話すため調査を進めるのが困難だった。『ある』を選択する。」

４－６大声をだす（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「大声を出す」行動とは、周囲に迷惑となるような大声をだす行動のことである。 |
| ・周囲に迷惑になるような大声・場面や目的からみて不適当な行動であるかどうかで評価・大声を出すに至る過程や原因を確認する |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・不適当な行動か。・理由があるのではないか |

４－６「妻のおむつ交換の手際が悪いと言って機嫌が悪くなり大声で怒る〔１回／週〕が、近所への迷惑とはなっておらず妻もいつものことと受け流している。『ない』を選択する。」

４－３、４－６「麻痺のある手がうまく動かないことにストレスがあり、普段は我慢しているが鬱積がたまると何でもないときに突然爆発したように怒鳴り出し、手がつけられなくなる〔１回程度／月〕。その都度、施設職員が対応し、落ち着かせていると聞き取った。感情が不安定については『ある』、大声を出すも『ある』を選択する。」

４－７介護に抵抗（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「介護に抵抗する」行動の頻度を評価する項目である。 |
| ・介護に対する抵抗・言っても従わない場合は含まない（手をふり払う、たたく、しがみつくなど、介護者への直接的抵抗としての行動で評価すべきものと考えられる） |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・着替えや排泄、入浴などの介護に対する抵抗か・抵抗ではなく拒否ではないのか・言葉だけではない行動の内容を記述しているか |

４－７「入浴に連れて行こうとするたびに拒否する〔２回／週〕が、言葉による拒否のみであり、職員がなだめながらお風呂に連れて行くと、おとなしく従い介助に困るということはない。行動による抵抗とはなっていないため『ない』を選択した。」

４－８落ち着きなし（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「『家に帰る』等と言い落ち着きがない」行動とは、施設等で『家に帰る』と言ったり、自宅にいても自分の家であることが分からず『家に帰る』　等と言って落ち着きがなくなる行動のことである。 |
| ・「家に帰りたい」という意思表示があり、かつ、落ち着きのない状態である・「帰りたい」と言うだけ、あるいは落ち着きがないだけでは該当しない |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・「帰りたい」と「落ち着きがない」の両方に該当しているか・４－９（一人で出たがる）と混同していないか |

４－８「夕方に、家に帰るためだと言って荷造りをし始め、落ち着きがなくなり玄関に行き来し、家族が迎えに来ると施設職員に話をすることがある〔２，３回／月〕。施設職員がその都度、理由をつけて対応していると聞き取った。『ときどきある』を選択する。」

４－９一人で出たがる（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「一人で外に出たがり目が離せない」行動の頻度を評価する項目である。 |
|  | ・（鍵をかけるなど）環境上の工夫で外に出ることがない場合や歩けない場合は含まれない・４－８（落ち着きなし）で採用したり、両方該当したりしないように注意 |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・環境上の工夫か、人的対応か・４－８（落ち着きがない）と混同していないか |

４－９「夕方になるとそわそわして外に出ようとするので、施設の職員が気をつけており 外出させていない〔1回／週〕。施設の人的な対応があるため『ある』とした。」

４－８、４－９「「息子が待っているから帰る」といって落ち着きがなくなり、一人で外に出ようとすることがあると施設職員から聞き取った〔1回／週〕。施設出入口には施錠し一人では外に出られないようにしてあり、環境上の工夫で防止している。落ち着きがないは『ある』を、一人で出たがるは『ない』を選択する。」

４－10収集癖（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「いろいろなものを集めたり、無断でもってくる」行動とは、いわゆる収集癖の行動のことである。 |
| ・性格や習慣で箱や包装紙を溜めている等ではなく、明らかに周囲の状況に合致していない行動として評価 |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・集めているのか、捨てないだけではないのか |

４－１０「ギフトの包装紙を捨てることができず、１間の押入れが包装紙でいっぱいになっている。包装紙以外に貯まっているものはなく、スーパーのレジ袋や空き箱などが室内に 積まれているということはない。昔からの習慣的、性格的なもの程度と思われ、選択肢は『ない』とした。」

４－１０「毎日、庭に出て石を拾ってきて自室内に保管している。部屋の大部分を占拠していて、明らかに周囲の状況に合致しない行動である。「ある」を選択する。』

４－11物や衣類を壊す（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「物を壊したり、衣類を破いたりする」行動の頻度を評価する項目である。 |
| ・明らかに周囲の状況に合致しないような物を捨てる行動も含まれる・実際に壊れなくても破壊するような行動があれば評価する（壊れるものを置かないなど）・環境上の工夫で行動がみられない場合は含まれない |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・破壊するような行動と言えるか |

４－１１「タンスの中の衣類やオムツなどを引き裂いたりすることがあったことから、本人の居室内に物を置かないようにして対処している。現在はそのような行動は発生していない。『ない』を選択する。」

４－１１「動かなくなったから直す、と言って掃除機や扇風機や電動のこぎりなどを分解し結局壊してしまう。何台も買い換えている。結果として壊しているが、破壊しようとする行動ではないため『ない』とした。」

４－12ひどい物忘れ（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「ひどい物忘れ」行動とは、認知症の有無や知的レベルを問わない。この物忘れによって、何らかの行動が起こっているか、周囲の者が何らかの対応をとらなければならないような状況（火の不始末など）をいう。 |
|  | ・『物忘れによって何らかの行動が起きている』または『周囲の者が何らかの対応を取らなければならない』・認知症の有無や知的レベルは問わない・周囲が何らかの対応を取らなければならない場合、実際に対応されているかどうかは問わない・物忘れがあっても、それに起因する行動がなく、周囲の者が対応する必要もない場合⇒『ない』・薬の飲み忘れしかない場合には、基本的には５－１（薬の内服）で考慮するものとする。ただし、他に該当するような行動がないか十分に確認する |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・物忘れによる行動か周囲の対応を要するような行動はあるか・５－１（薬の内服）と重複していないか |

４－１２「家族の顔もわからなくなっており、何かにつけていつも他人に話すように説明し始める〔毎日〕。家族が何かしようとすると怒り出し、生活に大きな支障が出ている。家族は入院かグループホーム入所を考えている。『ある』を選択する。」

４－１２「家族の顔もわからなくなっており、会う人には誰にでも礼を言い始める。デイサービスセンターで もトラブルは起こさず生活に困るということはない。行動や周囲の対応がないため『ない』を選択した。」

４－１２「薬の飲み忘れがあったので、ヘルパーが〔毎日〕お薬カレンダーに薬をセットしている。おかげで飲み忘れはなく、周囲の対応は要らない。『ない』を選択する。」

４－13独り言・独り笑い（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「意味もなく独り言や独り笑いをする」行動とは、場面とは無関係に（明らかに周囲の状況に合致しないにも関わらず）、独り言を言う、独り笑いをする等の行動が持続したり、あるいは突然にそれらの行動が現れたりすることである。 |
| ・（嫌なことがあり、不満を言うなどの）意味のある独り言は含まれない・性格的な理由等で独り言が多い等ではなく、場面や目的からみて不適当な行動であるかで評価 |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・異常としてとらえるべき程度か |

４－１３「〔いつも〕ニコニコしている。一人でいるときもニコニコと笑っているが物静かに微笑んでいる程度で場にそぐわないほどではないため『ない』を選択する。」

４－１３「小さな声で誰かに迷惑がかかっているということはなく、耳を近づけてもよく聞き取ることができず、意味もわからないが、〔毎日〕ぶつぶつと何かを言っている。周りに人がいても一人でいるときもぶつぶつと言っている。『ある』を選択する。」

４－14自分勝手に行動する（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「自分勝手に行動する」行動とは、明らかに周囲の状況に合致しない自分勝手な行動をすることである。 |
|  | ・「身勝手」「自己中心的」等の性格的なことではなく、場面や目的からみて不適当な行動であるかで評価する |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・「本人にどういう状態で居てほしいか」で判断していないか・勝手なだけでありえる行動ではないか・項目名は「自分勝手な行動」だが、「突拍子も無い行動」とか「場に合わないおかしな行動」と理解 |

４－１４「2日に1回程度、他入居者のお金を無断で持って行ったり、暴力をふるうことがあると施設職員から聞き取った。以前からあった性癖であり、行動障害とは言えないと判断し『ない』を選択する。」

４－１４「デイサービスセンターにいる間に、のどが渇くのか、職員に声をかけずに自動販売機で飲み物を買って飲んでいることがあったと聞き取った〔２，３回／月〕。行動障害ではないと判断し、『ない』を選択する。」

４－１４「自宅のリフォームを業者に何度も指示してしまう。家族がやめるように言っても聞かず、その都度後で業者に指示を撤回するなどの対応をしていると家族から聞き取った〔1回程度／月〕。『ときどきある』を選択する。」

４－１４「施設で、入所者全員で何かイベントをする時間になっても、外に出て行ってしまい、追いかけて説明しても聞き入れないことがあると施設職員から聞き取った〔3回程度／週〕。『ある』を選択する。」

4－15話がまとまらない（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「話がまとまらず、会話にならない」行動とは、話の内容に一貫性がない、話題を次々と変える、質問に対して全く無関係な話が延々と続く等、会話が成立しない行動のことである。 |
|  | ・意図しない反応が返ってくる、話がまとまらない・性格や生活習慣などから、会話が得意でない（話下手）などではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動かどうかで評価・普段から意思疎通できず、会話自体が能力的に行えない場合は含まれない |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・話が長く話をやめないだけではないか・話題は繋がっていないか |

４－１５「娘が訪問して話し始めると、一人で３０分くらいしゃべり続け会話にならない〔1回／月〕。娘は何とかタイミングを見計らって用事を済ませている。話の内容がいつも同じという訳ではなく、内容に一貫性がないということでもないそうなので『ない』を選択した。」

第５群（社会生活への適応）

５－４集団への不適応（有無）

|  |  |
| --- | --- |
| 定義等 | 「集団への不適応」の行動とは、家族以外の他者の集まりに参加することを強く拒否したり、適応できない等、明らかに周囲の状況に合致しない行動のことである。 |
| ・性格や生活習慣などの理由から、家族以外の人の集まりに参加することが好きではない、得意ではないなどではなく、明らかに周囲の状況に合致しない行動で評価・集団との関係で適応できていない状況で評価するのではない |
| 選択肢 | ないときどきあるある |
| 特記事項記載の際の留意点 | ・集団への参加に対して強い拒否か集団になじめていないことで判断していないか |

５－４「施設の入所者が怖がっており施設になじめているとは言えないが、施設行事などには本人は喜んで参加しており、行事中に問題行動を起こすこともないため選択肢は『ない』を選択した。」

第６群「過去１４日間にうけた特別な医療」（有無）

【処置内容】

６－１点滴の管理、６－２中心静脈栄養、６－３透析、６－４ストーマの処置、６－５酸素療法、６－６レスピレーター、６－７気管切開の処置、６－８疼痛の看護、６－９経管栄養、

【特別な対応】

６－１０モニター測定、６－１１じょくそうの処置、６－１２カテーテル

定義等

* 医師の指示に基づき、看護師などによって実施される行為に限定されます。家族、介護 職種の行う類似行為は含まれませんが「気管切開の処置」における開口部からの喀痰吸引（気管カニューレ内部の喀痰吸引に限る）および「経管栄養」は、必要な研修を修了した介護職種が医師の指示の下に行う場合は含まれます。したがって、本人や家族や施設職員によって行われる「酸素療法」「ストーマの処置」「じょくそうの処置」や、家族が行う「経管栄養」などは定義に該当しません。
* 医師の指示が調査日から過去１４日以内である必要はありません。
* 継続して実施されているもののみが対象で、急性疾患への対応は含まれません。

調査時点で処置が終了していれば、調査日から過去１４日以内に実施していたとしても含まれません。

* 実施頻度、継続性、実施者、医療行為が必要である理由を特記事項に記述してください。
* ６－１「点滴の管理」は、実施されていなくても必要に応じて点滴が開始される体制にあれば含まれます。
* ６－８「疼痛の看護」は、末期がん患者に対するペインコントロールに相当するひどい痛みが対象であり、これらに対し鎮痛剤の点滴（「点滴の管理」にも該当）、硬膜外持続注入、座薬、貼付型経皮吸収剤、注射が行われている場合が該当し、痛み止めの内服治療は該当しません。
* ６－９「経管栄養」は、投薬目的で胃管が留置されている場合は該当しません。

第７群「障害高齢者の日常生活自立度」「認知症高齢者の日常生活自立度」

①まず「判断基準」をもとにランクを判断する。

７－１「障害高齢者の日常生活自立度」は、外出の様子、移動の様子 、座位保持の様子 、移乗の様子、臥床の程度に注目し総合的に判断する

７－２「認知症高齢者の日常生活自立度」は、意思疎通の状況、問題行動の状況 、介護の手間の必要度や頻度に注目し総合的に判断する

②「見られる症状・行動の例」を確認し、説明として記述すべき要素を決める

③選択の根拠となった具体的な状態像を記述する

※日常生活自立度は、二次判定において一次判定の要介護１と要支援２の振り分けや認知症加算などで活用されますので、慎重に判断してください。

例文

７－１「食事摂取は自分で行うがポータブルトイレでの排泄に介助が必要。一日ほぼベッド上の生活で車イスへの移乗にも介助が必要なため『Ｂ2』を選択した。」

７－２「着替えや食事に若干の介助が行われているが、意思疎通は多少の困難さがみられる程度で、物忘れに伴う服薬管理や金銭管理などに支援があれば独居生活は続けられると思われるため『IIｂ』を選択した。」

７－１障害高齢者の日常生活自立度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 判断基準 | 見られる行動の例 |
| 自立 | まったく障害などを有しない |
| Ｊ | 日常生活がほぼ自立していて、独力で外出可能 | -1 | 交通機関で遠くまで外出できる |
| -2 | 近所への外出はできる |
| Ａ | 屋内での生活は概ね自立しているが介助で外出 | -1 | 日中はベッドから離れている時間が多い |
| -2 | 日中も寝たり起きたりしており、外出頻度が少ない |
| Ｂ | 屋内での生活の食事、排泄、着替えのいずれかに援助が必要で、１日の大半をベッド上で生活 | -1 | 自分で車いすに移乗でき、食事も排泄もベッドから離れる |
| -2 | 介助で車いすに移乗食事か排泄に援助が必要 |
| Ｃ | 1日中ベッド上で過ごし、食事、排泄、着替えの全てにおいて介助 | -1 | 自力で寝返りができる |
| -2 | 自力で寝返りができない |

７－２認知症高齢者の日常生活自立度

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 判断基準 | 見られる症状・行動の例 |
| 自立 | 認知症の症状はみられない |
| I | 何らかの認知症はあるが生活はほぼ自立 |
| II | 生活に支障をきたすような行動や意志疎通の困難さが多少みられるが、誰かが注意していれば生活できる | -a | 主に家庭外でみられる |
| -b | 家庭外でもみられるが、家庭内でも見られる |
| III | 生活に支障をきたすような行動や意志疎通の困難さがみられ、介護が必要 | -a | 日中を中心として見られる |
| -b | 夜間を中心にして見られる |
| IV | 生活に支障をきたすような行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護が必要 |
| Ｍ | 著しい精神症状や行動障害、重篤な身体疾患が見られ、専門医療が必要 |